

令和8年度公募要領における 前年度公募要領からの主な変更点

全体として

- 第Ⅰ部、第Ⅱ部の2部構成にし、記載順を変更しました。

第Ⅰ部

- 第1章 事業の概要
- 第2章 公募対象課題
- 第3章 応募要項
- 第4章 提案書類
- 第5章 審査
- 第6章 情報の取扱

第Ⅱ部

- Ⅱ-第1章 提案書類の入手・提出に関する補足
- Ⅱ-第2章 採択に関する補足
- Ⅱ-第3章 契約締結における注意事項
- Ⅱ-第4章 経理処理における注意事項
- Ⅱ-第5章 研究開発における注意事項
- Ⅱ-第6章 研究開発成果における注意事項
- Ⅱ-第7章 不正行為等への対応
- Ⅱ-第8章 次世代人材育成の推進

- AMED 理事長名を修正しました。

- ✓ （新） 中釜 齊
- ✓ （旧） 三島 良直

1.1.7.6 技術協力プログラム開始までの流れ

- 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除しました。

- ✓ （新）なお、調査の結果、提案書に記載されていた相手国の実施体制や負担事項等との乖離が大きいことが判明し、提案どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となります。
- ✓ （旧）なお、調査の結果、相手国の実施体制や負担事項等に重大な問題があることが判明し、計画どおりのプロジェクト実施が困難であると判断される場合は、計画の大幅な見直しが必要となり、場合によっては、計画自体の中止を検討することがあります。

1.1.7.7 技術協力プログラム開始後の流れ

- 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除しました。

- ✓ 事業契約書は、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣（在外研究員派遣）、研修員受入れ（研究員受入れ）、機材供与等の必要な投入が行われる、研究代表機関と合意した法的拘束力を発現する文書となります。（中略）また、R/D で定められたプロジェクト終了期間ま

でに現地の活動と支出を終了する必要があります。

- ✓ なお、詳細計画策定調査時に、提案書にて機材供与予定としていた機材の調達が困難であることが明らかとなった場合、あるいはプロジェクト終了に近い時期に高額機材調達や施設建設を計画しており、納品後の機材や完工後の施設の利用期間が 1 年に満たない時は、R/D や研究計画書で記載されていても事業契約締結時に発注を見合わせる必要があります。
- ✓ 技術協力プロジェクトでは、相手国に対する資金の直接供与を行うことはなく、また、相手国研究機関独自の研究活動等に対する支援も行いません。加えて、供与機材については相手国側実施機関の責任において維持管理していただくことになります。この点について、相手国側研究機関が誤解している場合、プロジェクト実施後に相手国研究機関の独自予算において供与機材の維持管理費が十分確保されないリスクがあるため、相手国からの ODA 要請書の提出前に相手国側の経費負担を必ず説明し、理解を得るようお願いします。
- ✓ JICA は、プロジェクトの円滑かつ適正な実施のために、研究開発代表者をはじめ他のメンバーと十分な情報共有を行うことを、業務調整員に求めています。業務調整員の JICA からの派遣は、事業契約書が間接経費無しの場合です。事業契約書が間接経費有りの場合は、この業務調整員にかかる経費は事業契約書から支出し、研究開発代表機関が確保する事になります。この場合は調整員業務を、共同研究機関や第三者（機関）に業務委託することは妨げません。

■ 下記の「(8) 機材供与と調達について」を追記しました。

- ✓ 機材供与は、相手国政府からの要請に基づき相手国に譲渡され、研究機関に設置される 機材又は施設整備のための資機材です。当該機材は原則、研究機関が本邦又は現地で調達の上、相手国側に供与されます。JICA が実施している技術協力事業においては、機材引渡し後の相手国側の維持管理の容易さや、調達手続きの迅速性を踏まえ、現地調達を原則としています。一方で、SATREPS においては高度な機材や特殊な仕様の機材が多く、現地調達が困難な場合が少なくありません。その場合日本国内で機材を調達し、相手国に輸送することになります。この本邦調達を実施する際には、機材の輸出にあたり、安全保障に係る輸出貿易管理に係る手続きをより慎重に実施する必要があること、また、機材仕様の確定までに相当の時間や調整を要することから、現地への到着遅延の防止に十分留意する必要があります。更にプロジェクト終了後に相手国側研究機関が引続き供与機材を活用できるよう、相手国側研究機関における機材取扱い者の配置と技術水準、機材維持管理に係るコスト負担、スペアパーツ等の調達可能性（現地代理店の所在等）等の点も含め、包括的に検討した上で、適切な供与機材内容の設定と調達方法を検討することが重要です。これら ODA 技術協力の機材供与の原則を背景に、安全保障貿易管理の方針に則し、供与機材を購入から輸送、据付まで責任をもって実施する体制が研究代表者所属機関に整っており、かつその供与機材が相手国側にて整備されているか等を事前に確認する必要があります。従って、機材供与につきましては提案書作成の段階で、研究代表者所属機関内において必要な関係部署とも連絡を取りながら、供与機材リストを作成して頂き、提案書にご記入して頂くことにします。加えて、研究代表機関が適切な機材調達が出来るように、詳細計画策定調査の

段階で「機材調達支援」コンサルタント団員の配置を積極的に活用するよう案内しております。詳細については「SATREPS プロジェクト実施の手引き」を参照ください。

1.2 事業実施体制

■ 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除しました。

- ✓ AMED は、国が定める「医療分野研究開発推進計画」※に基づき、~~医薬品・医療機器・ヘルスケア、再生・細胞医療・遺伝子治療、ゲノム・データ基盤、疾患基礎研究及びシーズ開発・研究基盤の6つの統合プロジェクト及び基金事業による研究開発を推進しています。~~また、競争的研究費の効率的な活用を図り、優れた成果を生み出していくための円滑な実施を図るため、各統合プロジェクトに、プログラムディレクター（以下「PD」という。）を、各事業に、プログラムスーパーバイザー（以下「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を配置しています。さらに、各統合プロジェクトを横断する形で行われる「がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症等」の疾患領域やライフコースの視点から柔軟にそのマネジメントを行うため、それぞれ疾患領域に豊富な知見を有するコーディネーター（以下「DC」という。）を配置しています。

■ 下線部分を追記しました。

「本事業では以下の PS、PO を配置して運営に当たります。（PO は事業の進捗に応じて追加・交代となる場合があります。）

- ・ PS：谷口清州（国立病院機構 三重病院 名誉院長 / 三重大学 客員教授）
- ・ PO：相賀 裕嗣（長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科 教授
/ 長崎大学プラネタリーヘルス学環 副学環長・教授）
- ・ PO：阿戸学（国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 ハンセン病研究センター
センター長）
- ・ PO：狩野繁之（国立健康危機管理研究機構 国立国際医療研究所 熱帯医学
・マラリア研究部 部長）
- ・ PO：森兼 啓太（山形大学医学部附属病院 検査部長・感染制御部長・教授）

2.1 研究開発費の規模・研究開発期間・採択課題予定数等

■ 注意事項に以下を追記しました。

- ✓ 研究開発体制に含む疫学専門家は、日本疫学会や日本臨床疫学会、日本薬剤疫学会等の学会の専門家（認定）制度による認定資格を有することや、それらに準ずる専門的な知識や経験があることが望ましい。
- ✓ 医療研究開発におけるダイバーシティ推進の一環として、特定の性別のみで研究班が構成されることがないようにする等、研究班の構成員のジェンダーバランスに配慮すること。また、研究班が主催する行事等があれば、登壇者のジェンダーバランス等にも配慮すること。加えて、ダイバーシティ推進及び人材育成の一環として、研究班への若手研究者の積極的参画に配慮すること。

2.2.3.4 研究計画について

■ 下記部分を修正しました。

- ✓ (新) AI を活用する場合には、AI における広島 AI プロセスをはじめとする国際指針や行動規範等を踏まえてください。

<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>

- ✓ (旧)地球規模課題の解決に当たっては、AI を始めとする新興技術の活用も推奨しますが、その際には、例えば AI における広島 AI プロセスのような、その利用に当たっての指針や規範に関する各国の取組を十分考慮してください。

2.3.2 対象とする国（共同研究相手国）

（別添 1）地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国・地域

■ SATREPS 対象国として、イラン・イスラム共和国を削除しました。

3.1 応募資格者

■ 下線部分を追記しました。

- ✓ また、AMED ではスタートアップ企業等を「中小企業※の内、設立 10 年以内」と定義し、応募時や採択時、研究進捗確認時に、財務状況の健全性を確認していきます。※中小企業の定義は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）の定めるところによります。
- ✓ (1) (F) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条に規定する地方独立行政法人及びその他特別の法律により設立された法人
- ✓ (6) スタートアップ企業等については、財務状況の健全性が確認できること。（審査時に財務状況が著しく脆弱と判断されると不採択となる場合があります。また、課題が採択された後に、財務状況が著しく脆弱で委託研究開発契約の履行能力がないと判断されると、契約締結できない場合があります。）

3.2 若手研究者の積極的な参画・活躍

■ 下線部分を追記しました。

- ✓ AMED では、国が定める「医療分野研究開発推進計画」※に基づき公的研究費を支出する事業共通の意義として、広く我が国の未来を担う研究者を育成し、また育てられた人材を通じて研究成果を社会へ還元することを推進しております。したがって、AMED の各事業においては、積極的に若手研究者を登用することが望まれます。
- ✓ AMED の公募における「若手研究者」とは、研究開発開始年度の 4 月 1 日時点において、①年齢が満 43 歳未満の者、②又は博士号取得後 10 年未満の者のいずれか高い方とします。③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分（最長 2 年。延長の単位は月単位とし 1 月未満の日数は切り上げます（例：研究に専念できない期間が 17 ヶ月 14 日の場合は 18 ヶ月の延長となります。））加算するこ

とができます。なお、採択後は必要に応じて、出産・育児又は介護の事実及び研究に専念できない期間を証明する関係書類を提出していただく場合があります。

※ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryousenryaku/index.html>

■ 若手研究者の定義を以下のように修正しました。

- ✓ (新)「研究開発開始年度の4月1日時点において、①年齢が満43歳未満の者」
- ✓ (旧)「令和●年4月1日時点において、①年齢が満43歳未満の者(昭和●年4月2日以降に生まれた者)」

3.3.3 性差を考慮した研究開発の推進

■ 下記部分を追記しました(新設)。

- ✓ 「科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)」、「男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。AMEDが支援する研究開発においても、性別に特有の疾患(例:卵巣がんや前立腺がんなど)や性別で差がないことが明らかになっている疾患以外を対象とする研究開発又は調査を実施する場合には、性差を考慮した研究開発の推進が期待されます。本件に関する関連情報については、以下のウェブサイトをご参照ください。

(参考) AMED ウェブサイト「性差を考慮した研究開発の推進」

<https://www.amed.go.jp/program/list/18/01/seisakenkyu.html>

4.1.1 応募に必要な提案書類

■ 下記部分を追記しました。

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
8	該当する場合は 必須	財務状況資料 ・ 財務スコアリング※ ¹ ・ 直近3年分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) ・ 資金繰り表※ ²	研究開発代表者の所属機関 がスタートアップ企業等の 場合は、必須

※1 財務スコアリングは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が提供する登録不要の無料診断「経営自己判断システム」をご活用ください。なお、すでに他の機関による財務診断等を受けている場合は、その結果を提出いただくことでも結構です。

経営自己判断システム: <https://k-sindan.smrj.go.jp/>

※2 資金繰り表には AMED として様式の指定はありません。なお、必要に応じて参考にさせていただけるよう、今回初めて作成する企業向けに参考様式を公開していますが、必ずしもこのフォーマットに従う必要はありません。

参考様式: https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_itaku.html

4.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意

■ 下記部分を修正しました。

- ✓ (新)「研究課題名(英文)」は、The Project for から始まるものとし(例: The Project for Climate Change・・・)、原則として課題名に「in 国名」の表現は入れないでください
- ✓ (旧)「研究課題名(英文)」は、Project を含むものとし(例: Climate Change Project・・・、The project for Climate Change・・・)、原則として課題名に「in 国名」の表現は入れないでください。

4.2 研究開発提案書以外に必要な提出書類等

■ 下線部分を追記しました。

- ✓ (2) 動物実験に関する自己点検・評価又は外部検証結果
動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号)又は「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成27年2月20日一部改正)を遵守する必要があります。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。本基本指針に基づき、機関自らが実施した本基本指針への適合性に関する自己点検・評価又は外部検証結果のうち、直近で実施したものの写しの提出を求めています。
 - 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示71号)
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm
 - 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知、平成27年2月20日一部改正)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

5.1.1 審査方法

■ 下線部分を追記いたしました。

- ✓ 事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を確認し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価(審査)を実施します。審査にあたり課題評価委員長の求めがあった場合には、AMED理事長が指名する外部有識者が意見を述べることができます。課題評価委員会は、定められた審査項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- ✓ (8) 応募しようとする者、応募した者は、AMED役職員、PD・PS・PO、DC、課題評価委員に対し、評価及び採択についての働きかけを行うことは禁止します。

II-3.2.1 A-POST を利用した委託研究開発契約について

■ 下線部分を追記いたしました。

- ✓ 採択された研究開発課題については、その実施に当たり、研究開発課題を実施する研究機関とAMEDとの間で委託研究開発契約を締結することを原則とします。なお、詳細は第8章を参照してください。委託研究開発契約の締結においては、AMED研究開発課題管理支援ツール（A-POST）をご利用頂きます。A-POSTは委託研究開発契約の締結に必要な研究開発計画書等の各種様式や研究実施後の実績報告等の各種様式をAMEDと研究機関とで共有・連携するためのオンラインシステムです。利用に際し、e-Radでの応募時にA-POST課題管理者の情報を登録していただきます。A-POST課題管理者はA-POSTを利用するに当たっての当該課題の責任者となりますので、所属機関で当該課題の契約事務を主に担当する方をご指定ください。A-POST課題管理者は当該機関で当該課題に関係する研究開発代表者や事務担当者をA-POST利用者として追加登録することが可能です。研究開発代表者ご本人が課題管理者となる事も可能ですが、運用方法については機関内でご検討いただき適切な方を課題管理者としてご応募ください。なお、A-POSTでは個別の利用者登録とは別に、研究機関毎の利用登録が必要となります。ご自身の所属機関の機関登録がお済みでない場合は利用申込をお願いします。A-POST機関登録の有無についてはAMEDのホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

II-4.2.1 研究開発費の範囲

- 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除いたしました。
 - ✓ 現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」及び「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」に基づき、本事業においては、直接経費から研究開発代表者・研究開発分担者の人件費（研究力向上のための制度（PI人件費））、研究開発代表者が所属研究機関において担っている業務のうち研究開発以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。また、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、本事業において、直接経費から次世代を担う理工系分野の人材育成の促進に係る経費^{※2}を支出することを可能としています。

	大項目	定義
直接経費	人件費・謝金	人件費：当該委託研究開発のために雇用する研究員等の人件費（研究力向上のための制度（PI人件費） ^{※3、※4} を含む。） 謝金：講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等の謝金等の経費

※2 理数系の博士号取得者等によるオンラインでの小・中・高等学校における理科、物理、化学等の授業や出前講座に係る費用及び研究成果を中高生等が理解しやすいコンテンツとしてSNS等で配信するための費用を指します。

※3 研究力向上のための制度（PI人件費）の利用を希望する場合は、研究開発提案書に

必ずご記載ください。当該制度に係る計上額は、年度途中に増額することはできません。

- ※4 研究力向上のための制度（PI 人件費）及びバイアウト制度を利用する場合の必要な要件や手続の詳細については、AMED ウェブサイト「事務手続き」※¹「事務処理説明書・様式集」を参照してください。

II-4.2.5 費目間の流用

- 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除いたしました。
 - ✓ 費目（大項目）ごとの当該流用に係る額が当該年度における直接経費の総額の50%（この額が500万円に満たない場合は、500万円。）を超えない場合には、研究開発計画との整合性あるいは妥当性があることを前提としてAMEDの承認を経ずに流用が可能です※。詳細は、AMED「委託研究開発契約事務処理説明書」にて確認してください。
- ※研究力向上のための制度（PI 人件費）は、年度途中に増額することはできません。

II-4.2.6 間接経費について

- 下線部分を追記いたしました。
 - ✓ 間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して使途の透明性を確保してください。

II-5.1.2 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 下線部分を追記し、取り消し線部分を削除いたしました。
 - ✓ 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（特定類型※に該当する居住者を含む。）に提供する場合等や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリ等の記憶媒体で提供する事はもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてもご留意願います。

（中略）

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

○大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易輸出管理規程マニュアル

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

○一般財団法人安全保障貿易管理センターモデルCP（企業向け）

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

○安全保障貿易ガイドンス（入門編）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

II-5.1.3 日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について

■ 下記部分を追記しました（新設）。

- ✓ 令和6年6月4日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。同提言には、産業技術力強化法第17条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属することを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。つきましては、本委託事業においては、令和7年度以降に公募を開始するものについて、同提言の内容が委託契約書に反映されますので、契約内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、委託者へ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いします。

II-5.1.4 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施

■ 下記部分を追記しました

- ✓ 国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」（令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」とされています。多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

■ 下記部分を削除しました。

- ✓ 平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

II-5.2.1 代表研究機関と分担研究機関の役割等

■ 下線部分を追記いたしました。

- ✓ （２）「分担研究機関」とは、代表研究機関を除く、研究開発分担者が所属する機関をいいます。研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容について AMED と契約時に必要な条件に適合するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します。なお、再委託先が倒産した場合には代表研究機関にて債権管理が必要になり、AMED に対する返還義務も追うこととなります。

II-5.2.5 多機関共同研究における治験・研究の一括審査について

■ 下記部分を追記いたしました（新設）。

- ✓ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究、又は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）が適用される研究等（以下、「治験・研究」という。）の倫理審査等について、原則として、機関共同研究を実施する場合には一括審査を行ってください。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、この限りではありません。本事業において、多機関共同研究における治験・研究を行う場合、その実施の適否について、一括審査を行うことが必要です。また、一括審査の記録については、治験・研究のルールに準じて一定期間の適切な管理を行ってください。状況把握のために、必要に応じて、研究機関に照会を行うことがあります。

（参考）規制改革実施計画（令和 6 年度）

<https://www8.cao.go.jp/kisei->

[kaikaku/kisei/publication/program/240621/01_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-publication/program/240621/01_program.pdf)

II-6.1.9 開発したリソースの国内リソース拠点への寄託

■ 下線部分を追記いたしました。

- ✓ 本事業の研究者は、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後、国内リソース拠点へ当該バイオリソースを寄託し、広く研究者の利用に供することが強く推奨されます。また、国内リソース拠点で既に整備されているバ

イオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報等）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

Q&A

■ 下記部分を追記しました。

- ✓ Q 日本国内の「共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」の形式をとるのですか。
- ✓ A JICA では、研究代表機関とのみ契約関係が発生し、共同研究機関とは契約等を締結しません。研究代表機関が、共同研究機関やその他協力機関との再委託契約を締結します。この場合、特に大学発ベンチャー企業等に、競争を経ずに特命随意契約を行う場合は、必ず、JICA 側に選考方法等も含めて、事前確認を行うようにお願いします。